

5月のできごと



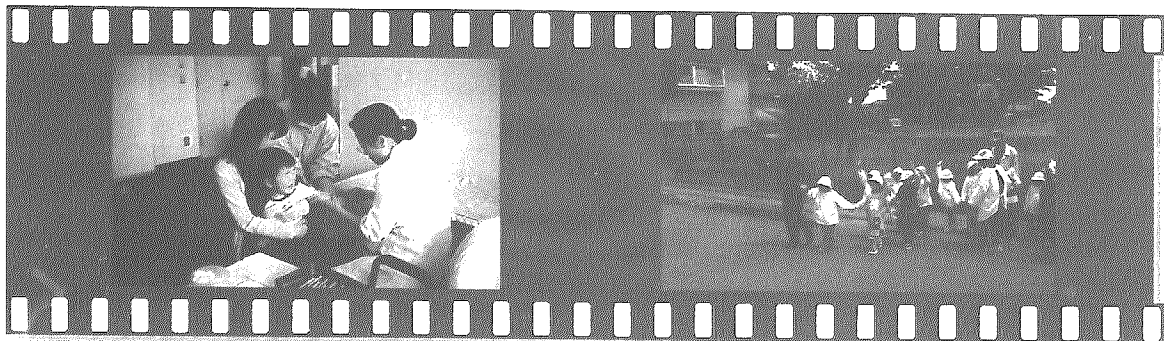
出発前は天気だったけど長岡は雨の遠足でした。しかし園児は雨のなかを駆回っていました。

曲通児童公園に昨年から老人クラブがこいのほりをあげ地域で喜ばれていました。



ぬかるみを恐る恐るの田植え体験でした。秋の収穫が楽しみです！

高橋竹童さんが音楽CD制作PRのため訪問されました。7月の「民謡まつり」でお披露目されます。



予防接種。エ～ンちょっと痛かったけどおかあさんに抱えられて一安心。

高齢者と園児による交通安全教室が行われました。左右確認、飛び出し注意！！

児童手当の現況届について

0歳から6歳までの就学前のお子さんをお持ちの方に、児童手当現況届の用紙を今月中旬にお送りします。

この届出は、年に一度、児童手当を受給されている方から提出をお願いしています。現況届の際、次に該当する方は、添付書類が必要となります。

○厚生年金等に参加されている方

健康保険被保険者証等の写しを現況届と併せて提出してください。

※いまままで「年金加入証明」

平成16年度 児童手当所得制限表 (単位:万円)		
扶養親等の数	所得制限限度額	
	児童手当	特例給付
0人	301	460
1人	339	498
2人	377	536
3人	415	574
4人	453	612
5人	491	650

老人扶養親族がある場合には、1人につき6万円を加算する。

に会社の証明をしてもらい、提出していただいておりますが、今回より保険証による確認も出来ることになりました。詳しくはお送りする手紙をお読みください。

○今年の1月2日以降に転入された方

1月1日現在でお住まいだった市町村から、児童手当用の所得証明書を発行していただく。

○生計は同一だが、単身赴任等の理由によりお子さんと別居されている方

別居監護申立書と、対象となるお子さんが属する世帯全員が記載された住民票を提出してください。



なお、現況届の提出期間は6月30日(水)までです。期限を過ぎても提出されない方は、6月分以降の手当が支給されない場合がありますので、ご注意ください。

○不明の点は、住民課住民係までお問い合わせください。左上の表のとおりです。



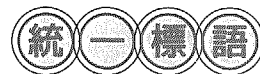
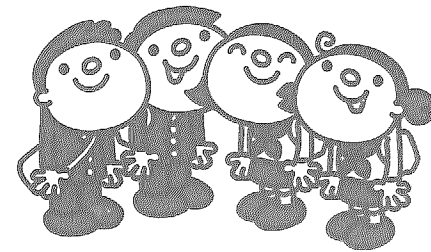
7月は、「社会を明るくする運動」強調月間です。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本年度の重点目標は、「地域活動の推進による少年の非行防止と更正の援助」です。

罪を犯した人や非行に陥った少年の更生と社会復帰については、法務省を中心とした行政機関が携っていますが、これらの人々が更正する場は地域社会であり、その更生と社会復帰には、本人の強い意思とともに、地域社会などの理解と協力が不可欠です。

また、家庭や地域から犯罪や非行を出さないためには、家庭における親子や地域住民同士のふれあいや対話が大切です。



「ふれあいと対話が築く明るい社会」